

日本の教育格差

池田 進一*

Educational Inequalities in Japan

Shinichi IKEDA

要旨 日本における最近の教育格差の動向に関して、心理学、教育学、経済学、社会学、人口学などの知見を援用しつつ、まず、日本の様々な社会的格差について概観する。次に、経済成長を促すための諸教育方策に関連して、フリーターとニート、子どもの貧困、職業教育などに焦点をあてて、現状を整理することをとおして、問題点を指摘して、改善策を提案する。

キーワード：社会的格差 教育格差 経済成長

1 はじめに

2015年の国勢調査によると、日本の人口は約1億2711万人であり、2010年の場合と比較して約95万人の減少を示した。こうした減少は今後も続き、2030年には、生産年齢人口（15歳から64歳）は現在より800万人ほど減少して約5,560万人になり、経済成長率は0.5%ほど下降すると予測されている（2016年2月27日 日本経済新聞 朝刊）。

持続的な経済成長のためには、生産年齢人口が増加することよりも技術進歩の方が重要である（吉川、2011）という見解がある。しかし、ピケティ（2015）は、技術進歩に関して世界の歴史を経済学的な手法で分析した結果として、たとえば、19世紀末以降に自動車、20世紀前半以降にラジオが、それぞれ市場に流通したことは経済成長率にほとんど影響しなかったことを実証しつつ、20世紀の世界の人口増加は、経済成長率の50%程度を説明すると主張している。本稿では、

表1 OECD諸国のGDPに占める教育機関への公的支出率（2013年）

国	支出率 (%)
ノルウェー	6.2
デンマーク	6.1
ベルギー	5.6
フィンランド	5.6
イギリス	5.2
フランス	4.7
アメリカ	4.2
ドイツ	3.7
日本	3.2
ハンガリー	3.1

（注）日本経済新聞（2016年9月16日 朝刊）より引用

現代日本では、学力の平均水準の低下と分極化がもたらされたという意味での学力の二極化という現象が進行している（たとえば、荻谷、2001；市川、2002；矢野・島、2003）ことを前提とする。そして、この現象に関わる対策として、「2.1 所得格差」であげるような税制改革などを講じて、教育機関への低い公的支出率（表1）を高めることによって、少人数学級、ティーム・ティーチ

* いけだ しんいち 文教大学教育学部教職課程

ング、習熟度別学級、アクティブ・ラーニング、小・中・高の一貫教育、優秀な教員を採用する制度、大学への飛び入学などを推進することが喫緊の課題であると捉える。さらに、様々な社会的格差の拡大を公共の利益を損なわない程度までにくいとめるための教育方法をとることによって、日本の文化水準と、個人や企業の生産性をそれぞれ高めることを基本として、現在の1.5人程度の合計特殊出生率（一人の女性が一生のうちに出産する子どもの数）をより増加させるための諸政策をとることが肝要であると考える。

本稿の具体的な論じ方としては、まず、日本における様々な社会的格差のなかで所得格差などの経済格差に関わる諸事項を整理し、次に、経済成長を促す教育政策に関連して、フリーターとニート、貧困、職業教育、および、女性のキャリア形成に焦点をあてて、それぞれの現状と問題点を指摘する。

2 経済格差

2.1 所得格差

ピケティ（2015）は、日本の国民所得に関して、1980年代以降に格差は拡大する傾向が認められ、所得階層の最上位1%の層は7%から10%程度を占めていることを示している。そして、この傾向は、少子高齢化、低い経済成長率、および、資産の相続の増加が主な要因となって、今後さらに拡大する可能性が高いと主張している。

大竹（2000, 2005）は、現代日本における経済格差の問題に関して、以下の4点を主張している。第1に、所得格差が拡大したことを示すデータ（たとえば、総務省、2004）に関して、世帯所得分布の見せかけの不平等化を大きくさせたのは、勤労所得のない高齢者が独立世帯をもつことに主に起因することである（大竹、2005）。第2に、30歳代半ば以下の世代では、非正規雇用の増加などが起因して、経済格差が広がっていることである（大竹、2000）。第3に、経済格差の感情が広がっている原因は、失業者、フリーター、お

よび、ニートのそれぞれの増加が背景になっていることである（大竹、2000）。第4に、所得水準が低い世帯の比率は確実に増加し、消費格差が世代間で引き継がれていることである（大竹、2005）。

本稿においては、上述したピケティ（2015）の説と大竹（2000, 2005）の説、および、日本の30歳未満におけるジニ係数（所得分配の隔たりを示す指標）がやや上昇する傾向にある（太田、2010）ことにもとづいて、現代日本における所得格差などの経済格差は、少なくとも若年層においては広がっていると捉える。そのうえで、岩井（2015）と同様に、社会保障制度において再分配をする機能を強化するべきであるという立場をとる。そして、その再分配のための財源を確保するための有効な主な方策は、「2.3 最低賃金と生活保護」で述べるように、税金の不適切な使用を是正すること、および、税制の体系をつくりなおすことであると考える。後者に関しては、職業訓練を施す企業に対しては社会保険料の軽減などの優遇措置を講じることや、2001年にノーベル経済学賞を受賞したJ. E. Stiglitzが主張するように、化石燃料の消費額に課税する炭素税や、企業がその収益額に比例して、設備投資額や従業員の賃金額に反映させるか否かで課税率を変更するという税制を導入することがあげられる（Stiglitz, 2016）。

2.2 所得税

ピケティ（2015）は、様々な経済格差の是正に関して、「資本に対するグローバルな課税」が必要であるという立場をとる。そして、日本の場合、所得税や相続税の累進度を上げることと、所得の中位層と低位層に対しては所得税率を少し下げることが有効であると主張している。ちなみに、橘木（2016）は、日本の所得税の最高税率は、少なくとも50%程度まで引き上げたとしても大きな支障は生じないと論じている。

日本の現在までの所得税制は、表2からわかるように、累進度と累進の段階区分に関して大きく変化してきた。橘木（2004）は、累進度が低下してきた原因として次の3つをあげている。第

表2 日本の所得税率の変遷

年	最高税率 (%)	最低税率 (%)	段階
1986	70	10.5	15
1987	60	10.5	12
1988	60	6.0	6
1989	50	10.0	5
1999	37	10.0	4

(注) 表中の「段階」は、最低税率から最高税率までの税額の範囲の区分数を示す

1は、高所得者の勤労意欲と貯蓄意欲が低くなると、経済効率に悪影響をおよぼすとみなされたことである。第2は、1980年代に、イギリスのサッチャー政権とアメリカのレーガン政権における減税措置としてのサプライ・サイド政策が好況を導いた事実に基づくことである。そして、第3は、所得分配は平等であり、高所得者に対しては減税しても影響がないとみなされたことである。ただし、橋木(2004)は、日本で所得税の累進度が緩和されてきたことが、再分配後の所得の格差拡大につながったと論じている。

2.3 最低賃金と生活保護

日本の現在の最低賃金は、最低賃金法が1959年に制定された際に、18歳の単身者の初任給を基準にしたことが改善されないままに、表3からわかるように、先進国のなかで最低水準の状況にある。アトキンソン(2015)は、この状況に関して、「日本固有の問題」と捉えて、労働市場への参加と残留を増やし、技能投資も高めるために最低賃金の値上げの必要性を示唆している。最低賃金の値上げに関しては、人件費が増えて、雇用が失われるという反対論がある(2016年2月22日日本経済新聞 朝刊)が、ヨーロッパ諸国において、過去の最低賃金の大幅な引き上げは、雇用、物価、企業の国際競争力にほとんど影響を与えなかったことが報告されている(ピケティ, 2015)。

生活保護法は、憲法25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という規定のもとに1950年に施行された。総対象者と総支給額は、2000年度ではそれぞれ約

表3 国別の最低賃金額と最低賃金制の導入年

国	最低賃金額 (円)	導入年
アメリカ	865	1933
イギリス	1,324	1950
フランス	1,157	1999
日本	798	1959

(注1) 日本の額は2015年の値を、日本以外の場合は2014年の値を示す

(注2) 日本以外の値はピケティ(2015)による

100万人と約2兆円であったが、その後著しく増え続け、現状では、それぞれ約200万人と約4兆円に達している。

日本における最低賃金と生活保護のそれぞれの受給額に関する問題点として、図1に示すように、前者が後者を下回るということが指摘されている。たとえば、東京都区内において、生活保護者(18歳の単身者)の受給額は、生活扶助と住宅扶助の合計で14万円程度であり、最低賃金で労働する場合には、1日に8時間、1月に22日間で13万円程度である。すなわち、所得格差が広がれば、生活保護の水準以下での生活を強いられる現役世代がさらに増加するということである。

最低賃金額は失業者が急増しない程度に値上げをするべきである(ピケティ, 2015)という主張に倣うかのように、最低賃金額は、近年、多くの

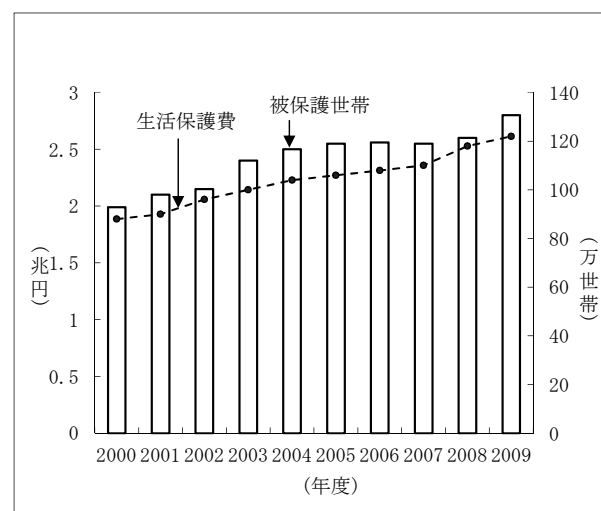


図1 生活保護費と被保護世帯

(注) 朝日新聞(2011年1月22日 朝刊)をもとに作成

先進国で値上げをする傾向にある（2016年2月22日 日本経済新聞 朝刊）。日本での最低賃金額の値上げに関しては、戸堂（2015）は、前述した意味で生活保護額を上回ることを基準として、1,500円程度の時給にするべきであると主張している。

また、生活保護費に関しては、不正受給などの不適切な使用が従来から指摘されている。たとえば、厚生労働省は、短期間に複数の病院で転院を繰り返さず生活保護受給者の状況を公表している（2016年3月18日 日本経済新聞 朝刊）。すなわち、2014年度に「90日間自宅に戻ることなく、2回以上続けて転院した生活保護受給者」は全国に4,000人以上いたが、専門医によって「転院が必要」と判断されたのは185人であったという。こうした状況が生じた原因は、生活保護受給者の医療費は全額が医療扶助として税金で賄われる点と、患者の入院期間が長くなると診療報酬が下がる点にあることは明らかである。ちなみに、2013年度において、生活保護受給者における医療費の全体は生活保護費の全体の47%（約1兆7000億円）に達した。つまり、全人口（約1億2711万人）のうちの約1.6%（約200万人）の生活保護受給者における医療費は、全国民の総医療費（約40兆円）の約4.3%を占めたということである。

3 フリーターとニート

日本における賦課方式（現役世代が退職世代の年金給付を負担する方式）という国民年金制度では、少子高齢化のような人口変動が発生し、社会全体での現役世代に対する高齢世代の比率が高まると、現役世代の負担が大きくなるという課題が生じる（橘木、2005）ことが指摘されている。そうした課題に対する方策としては、現役世代の保険料の負担を大きくすること、高齢世代の年金給付を削減すること、あるいは、その両方を同時におこなうことという選択をする必要がある（橘木、2005）。要するに、少子高齢化が今後も進行することや、フリーターとニートは国民年金を支払わない場合が多い（山田、2004）ことを前提に

すると、現役世代の保険料の負担が大きくならざるをえないことによって、社会的格差がより拡大して、フリーターやニートなどの貧困層に深刻な影響が及ぶ可能性が高いのである。

橘木・八木（2009）は、ニートやフリーターになる者は、進学校でない普通科高校の出身が多く、実業高校の出身が少ないことを実証しつつ、方策として、実業高校生を多くするべきであると主張している。また、日本でフリーターやニートの増加してきたことの原因に関して、宮本（2005）は、日本では親が子どもを保護するという慣習が現在も残った結果として若者の生活基盤が弱体化していることを、小浜（1994）は、若者を見る大人の眼差しが、彼らを「大人」にしないで「子ども」に囲いこんでいることを、それぞれ主張している。

3.1 フリーター

フリーターという用語がアルバイト情報誌などで使われだした1980年代は、「1 はじめに」に述べた点で、日本における経済格差が拡大しはじめた時期とほぼ一致する。ちなみに、この用語は、英語の“free”（自由な）とドイツ語の“Arbeiter”（労働者）とを合成して、もとの意味が変移した和製外国語である。

フリーターは「15歳から34歳までの学生や結婚している女性を除く若者のうち、パート・アルバイトの仕事をしているか、パート・アルバイトを希望している無職の人」（厚生労働省、2005）と定義される。フリーターの現在の数は、200万人程度と推定され、この数は、企業等による非正規雇用の増員などが主因となって、今後、さらに増加することが予想されている（太田、2010）。フリーターの特性としては、本田（2005）は、目的意識が明白でない者に加え、目的意識が明白であるために妥協できない者が混在している点を、長須（2001）は、「職業を通じて自己実現するという価値意識は薄い」、「現在志向」、「身近に非正規労働者のモデルがいる」という3点を、それぞれあげている。

3.2 ニート

ニート (NEET: Not in Education, Employment, or Training) という用語は、1990年代にイギリスの青年の状況を示すものとして初めてつくられ、日本では2000年代に使われるようになった。なお、この用語の発音が英語の“neat” (整然とした) の場合と全く同じであることに何らかの含意があったのか否かは不明である。

ニートは「15歳から34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者」(厚生労働省, 2005) と一般的に定義される。内閣府 (2005) は、15歳から34歳で、仕事も通学もしていない者を以下の3つに分類している。第1は「求職者」であり、これは「就業を希望し、求職活動をしている者」をさす。第2は「非求職者」であり、これは「就業を希望しているが、求職活動をしていない者」をさす。第3は「非希望者」であり、「就業を希望していない者」をさす。そして、これらのうち「非求職者」と「非希望者」をニートと定義している。厚生労働省 (2005) の定義にしたがうと、ニートの現在の数は60万人程度で、やや減少してきているが、30歳から34歳における数はやや増加してきている。

4 貧困

貧困の程度を示す指標としては、相対的貧困と絶対的貧困が用いられている。前者は、社会のなかで生活するためには、その社会の通常的生活水準から一定程度の生活水準が必要であるという考え方にもとづいて、所得額が平均的な水準の50%以下の場合をさす。後者は、生活するために必要なものは、食料や医薬品などの社会全体の生活水準に関係なく決定されるという考え方にもとづいて、それらが欠けている状態をさす。

2012年の「国民生活基礎調査」によると、日本の相対貧困率は16.3%であり、この値はアメリカの値に次いで高く、2009年の場合と比べて0.3%ほどの上昇が認められたという (2013年9月5日朝日新聞 朝刊)。この上昇の主な原因としては、

若年無業者、非正規労働者、生活保護受給者のそれぞれが増加したことがあげられている (2015年12月28日 日本経済新聞 朝刊)。

4.1 子どもの貧困の様相

子どもの貧困に関しては、その数は300万人程度と推定され、特に母子家庭などの一人親世帯は約124万世帯であり、その貧困率は約55%に達しているという。子どもの貧困の主な原因は、その親の世代の年齢層での貧困率の上昇にあることは明らかである。具体的な状況としては、2014年の「国民生活基礎調査」によると、遺族年金や児童扶養手当などを含む母子世帯の平均総所得額 (約235万円) は全世帯の平均総所得額 (約529万円) の50%以下であった (2016年3月28日 日本経済新聞 朝刊)。

貧困の影響に関する欧米の諸研究の結果として、貧困家庭の子どもは、健康、肉体機能の発達、学業成績、および幸福感において劣ること (たとえば、Giddens, 2006) や、貧困地域では、犯罪の多発、社会福祉への過度の依存、および、麻薬の使用が顕著に認められること (たとえば、アイスランド, 2003) が報告されている。阿部 (2015) による調査では、貧困の日本人の子どもは、多くの場合に、安価で、栄養価がきわめて劣る食事をとっていることが報告されている (2015年12月29日 日本経済新聞 朝刊)。

4.2 子どもの貧困への対策

1961年に施行された児童扶養手当法においては、一人親世帯を対象として、年間を通じて、給食費、教材費、旅行積立金、部費などを支払うことが規定された。ついで、1971年に施行された児童手当法においては、中学3年まで、年間を通じて、給食費、教材費、旅行積立金、部費などを支払うことが規定された。しかし、阿部 (2008) は、直接税と社会保障費に関して、低所得者が過重な負担をした結果として、上記のような法律はあまり機能せずに、貧困を悪化させたと主張している。最近の動向としては、2015年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、そこでは、生活困窮者

に対して、就労支援や学習支援などを公的におこなうことが規定された。

さらに、低所得の一人親世帯に対して、2016年度から次の3つの支援策がとられた。第1は、給付される児童福祉手当が36年ぶりに引き上げられたことである。第2は、親の就業率を高めるために、親が介護福祉士や保育士などを目指して専門学校に入学した場合には、厚生労働省が入学金などを貸し付ける制度を設けられたことである。第3は、一人親世帯の親の通学のための生活費補助が拡充されたことである。具体的には、住民税非課税の世帯への月に10万円の支給に関して、従来の2年間の最長期間を3年間としたこと、および、準備金と生活費をあわせて最大の支給額を430万円にしたことである。

上述した最近の動向は、子持ち家族に対する現金支給を増やすことが子どもの貧困への有用な対策である（アトキンソン、2015）という主張と強く符合しているように見える。今後の方向性としては、貧困の子どもに対して、現金支給などの物的な支援にとどまらず、たとえば、学校にソーシャルワーカーを常勤させたり、個別指導などの学習支援をすることをとおして、認知的にも十全に発達させることが肝要だと考える。

5 職業教育

2004年に文科省は、「キャリア教育」を「児童・生徒一人一人の適切な勤労観や職業観を育てる教育」（2006年1月31日 日本経済新聞 夕刊）と位置づけ、その重要性を強調した。さらに、2010年度から実施された高校学習指導要領では、キャリア教育を推進することを義務づけ、2011年1月の中教審答申では、幼児期から高等教育段階まで「キャリア教育」を体系的に進めることと、学校段階での就業体験や地域の人々との対話の実施などが明記された。

しかし、高校におけるキャリア教育の実施に関する調査によると、多くの高校では学習指導要領の内容に即した指導がなされていない現状が報

告されている（2011年2月21日 日本経済新聞 朝刊）。すなわち、2010年度において、対象とした1208校の全日制高校のうち、「対応できていない」という回答と「全く対応できていない」という回答をあわせると約4割に達し、その原因としては、「時間が無い」と「予算と教員が不足している」とが大半を占めたという。

小塩（2005）は、義務教育の終了時点で、専門性の高い職業訓練を受けるという選択肢を設け、本格的な職業教育を進める必要があるという主張をしている。小塩（2005）は、この主張に対して「社会の階層化・固定化につながる」という反論があるが、専門性を獲得しないままに非正規で低賃金の者を生み出す現行制度の方が格差拡大につながることで、および、専門性の獲得は、その個人の希少価値を高めて、所得格差の拡大を回避する有力な手段となることを強調している。また、猪木（2009）は、日本が生き残るには専門的職業人を育成する教育が重要であり、国際社会で共通の専門知識は言語以上に重要なコミュニケーション手段であるという指摘をしている。太田（2010）は、この指摘と関連して、多くの企業は、新卒採用に際して、コミュニケーション能力、協調性、積極性を重視して、学力を必ずしも重視しないことを示しつつ、生産職場に関する過去の実証研究の結果にもとづくと、問題解決をするためなどの知的側面が重要であること、および、そうした知的側面に関しては、学校教育のなかでの基礎学力の向上が喫緊の課題であることを指摘している。

表4 OECD諸国のGDPに対する雇用政策費の比率（2006年）

国	失業給付など (%)	職業訓練など (%)
デンマーク	2.26	1.85
ドイツ	2.09	0.85
オランダ	1.46	1.21
日本	0.40	0.19

(注) NHKテレビ「雇用危機 どうつくる新たな雇用」(2010年11月23日)をもとに作成

前述した小塩 (2005), 猪木 (2009), 太田 (2010) による指摘に即した改善策を講じるためには, 表 4 からわかるように, 日本においてGDP比に基づく雇用政策費の占める率が国際的にきわめて低い点を改善することが肝要である。

職業教育に関しては, 学力の中位以下の層や, フリーターに焦点がおかれることが多い。たとえば, 後者の場合に関して, 小杉 (2002) は, 「キャリア探索はフリーターになる以前の在学中に始めるべきである。特に, 学校における進路指導をこれまで以上に積極的におこなうべきである」と強調している。しかし, 前述した小塩 (2005), 猪木 (2009), 太田 (2010) の場合と同様に, 学力の上位層の場合のあり方も含めた主張は, 学力の二極化に対する方策の一つとしてきわめて強い意義をもつと考える。

6 女性のキャリア形成

女性のキャリア形成に関わる状況は, 国際的には1970年代から男女平等の傾向が認められはじめ (2016年3月31日 読売新聞 朝刊), 日本の場合には, 1985年に国連の女子差別撤廃条約に批准したことが契機となって次第に改善されてきた。

しかし, 現状では, 表5に示すように, 日本の女性の労働参加率は, OECD諸国のなかであまり高くない。また, 以下に述べるように, 女性に関する職場環境や支援体制は十分には整っていないのが現状である。換言すれば, 日本でのキャリア形成における男女間格差は依然として顕著に認められる。

6.1 女性のキャリア形成の意義

図2は, 女性の労働力率とGDPの成長率の関係を示したものである。ここから, 先進諸国における女性の労働力率とGDP成長率とははかなり高い正の相関関係があること, および, 日本は, 先進諸国のなかで, 女性の労働力率とGDP成長率は, いずれもきわめて低いことがわかる。給与水準, 高等教育を受ける機会, 平均余命, 政治参加に関して男女格差を指数化した値としての

表5 OECD諸国の女性の労働参加率

国	労働参加率 (%)
スウェーデン	64.4
オランダ	54.5
イギリス	54.5
デンマーク	54.1
アメリカ	53.7
ドイツ	52.4
韓国	49.9
日本	48.1
イタリア	35.1

(注) 日本経済新聞 (2016年9月5日 朝刊) より引用

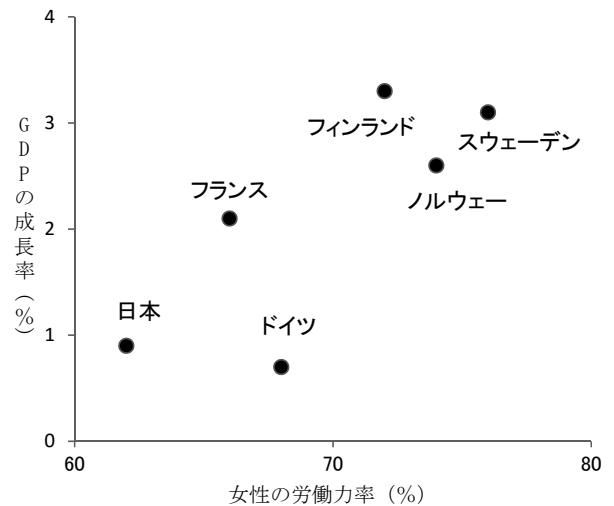


図2 女性の労働力率とGDPの成長率

(注) NHKテレビ「雇用危機 どうつくる新たな雇用！」(2010年11月23日) をもとに作成

ジェンダー・ギャップ指数に関して, 日本の場合は, 2008年に130か国中で98位であった。ちなみに, この指数の最上位は, ノルウェー, フィンランド, デンマークの順であり, これらの国は, いわゆる「高負担・高福祉」であるという点と, 1.8人程度という高い合計特殊出生率を示しているという点で特徴づけられる。

Giddens (2006) は, 女性のキャリア形成に関する社会学理論を以下の3つの型に分類している。第1は, 家庭中心であり, これは, 仕事を続ける場合でも, キャリアをあげるためではない型をさす。第2は, 仕事中心であり, これは, 仕事

に影響しなければ、子どもをもつ型をさし、EU圏では45歳以下の女性の2割ほどが該当するという。第3は、仕事と家庭といずれの役割も担う場合をさし、北欧ではこの型が多いという。この型においては、夫の家事時間の多さが特徴としてあげられ、たとえば、スウェーデンでは、妻の家事時間は1週間に平均27時間ほどであるの対して、夫の家事時間は1週間に平均21時間ほどであるという。この第3の型に関連して、日本の男性が家事などにあまり関与しないことが従来から指摘されている。たとえば、図3に示すように、6歳以下の子どもをもつ男性の家事などに費やす時間は、欧米の場合と比較して著しく短いことや、労働政策研究・研修機構の「子育て世帯の追跡調査(2013年)」によると、妻の就業時間が1週間に平均10時間ほど増えた場合、夫の家事時間は1週間に平均3分間ほど増えた(2016年3月19日 日本経済新聞 朝刊)ことが報告されている。

要するに、女性のキャリア形成に関して、上述したような点で男性が行動を変えて女性がより働きやすい環境をつくることによって、GDP成長率が上がり、ジェンダー・ギャップ指数が下がる可能性があると考えられる。

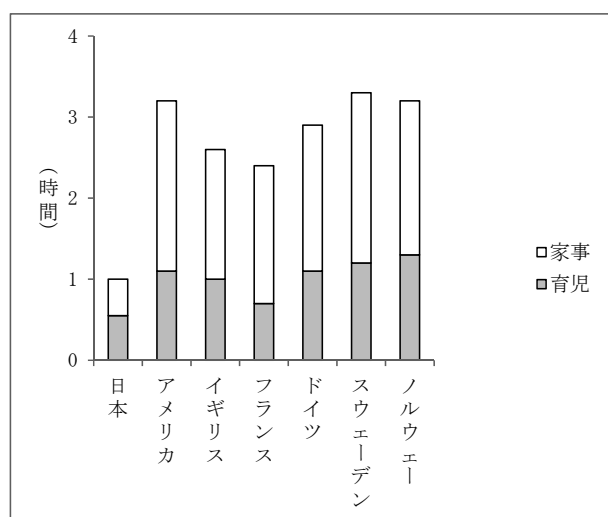


図3 6歳以下の子どもをもつ男性の1週間に家事・育児に費やす時間

(注) 日本経済新聞 (2009年7月19日 朝刊) をもとに作成

6.2 女性のキャリア形成の支援策

労働市場における男女間の賃金格差に関して、アトキンソン(2015)は、「依然として重要な懸念材料となっている」と述べつつ、世界的にみると、同一労働に対して、女性の賃金は男性の場合と比較して、80%ほどであることを報告している。しかし、近年の日本の場合においては、これよりやや低い値で推移している状況が示されている(2012年2月23日 日本経済新聞 朝刊)。そうした状況にあるにもかかわらず、図4が示すように、日本における子育てと教育への公的支出額は、他の先進国の場合と比較して、きわめて低い水準にある。

ただし、日本の女性の労働時間や育児休業などに関しては、とりわけ男女雇用機会均等法が施行された1986年以降に変化の兆しが見られ、以下に述べるように、様々な法律や、企業等での諸制度がそれぞれ整備されたことによって改善されてきている。

1990年頃から主にインターネットを用いる在宅勤務制度が始まった。最近では、社外からでも社内の情報システムを安全に利用できるクラウド・コンピューティングの普及が、特に育児中の女性の休職率や離職率を軽減させていることは間違いない。この制度を実際に採用している企業の比率は、2008年と2010年で、それぞれ約15%と約21%であったという(2012年2月23日 日本経済新聞 朝刊)。

1992年に施行された育児休業法では、労働者における仕事と育児と介護とを支援することを主な目的とした育児休暇制度に関して、「子が1歳未満の場合」と規定された。この法律の施行以降は、1歳以上の場合に育児休暇を認める企業等は全体の20%程度で、2歳以上の場合に育児休暇を認める企業等は全体の6%程度で、それぞれ推移した(1998年2月3日 日本経済新聞 朝刊)。

1995年に施行された育児・介護休業法では、短時間勤務制度を子どもが3歳になるまで適用できるという規定を設けた。この規定を適用した企業

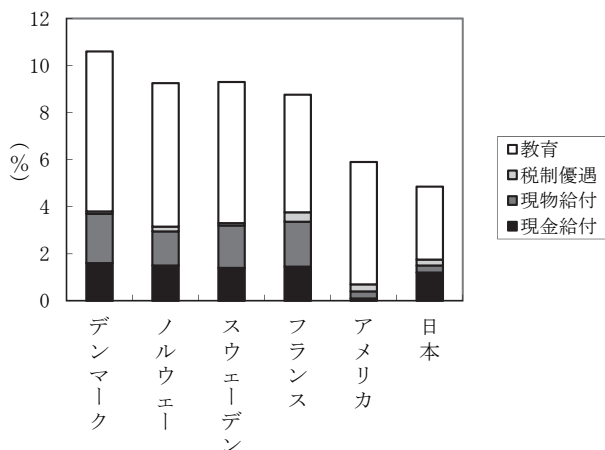


図4 子育てと教育への公的支出 (GDP比)

(注) 日本経済新聞 (2011年1月20日 朝刊) をもとに作成

等や、この規定の範囲を拡張して子どもの高校卒業までとした「日本ユニシス」などの企業等においては、出産時に退職する女性は平均30%ほど減少したという (2005年6月3日 読売新聞 朝刊)。

2005年に施行された次世代育成支援対策推進法では、企業等に対して、男性の育児休業を認めることなどの子育て支援の拡充を規定した。ついで、2012年に施行された改正育児・介護休業法の改訂では、企業等に対して、勤務時間を短縮することや介護制度の充実を義務づけた。これらの法律が適用されて以降に、企業等において育児休業制度の取得率はやや増加したが、第1子を出産する1年前に職にあった女性のうち、出産を機にした退職者の率はほとんど変化せずに、60%ほどで推移したという (2016年3月31日 読売新聞 朝刊)。

2016年4月に施行された女性活躍推進法では、女性が自らの希望に応じて、職業生活ができる環境を整えることを目的として、従業員30人以上の企業等を対象にして、女性管理職の比率などに関する数値目標を盛り込んだ行動計画の策定を義務づけている。この法律に関する企業等の対応としては、たとえば、「パナソニック」では、女性社員の育児に関して、夜間や病児保育の費用の半額を年間で15万円を上限に支給し、「トヨタ自動

車」では、託児所の受け入れ人数を従来の3倍の300人にしたという (2016年3月19日 朝日新聞 朝刊)。

民間の託児所制度としては、「日本興亜 (損保)」が2011年4月から保育所を運営している例や、「京王電鉄」や「小田急電鉄」では駅内で保育所を運営している例があげられる。ただし、認可外保育所の保育料は、月に6万円から10万円であり、この額は認可保育所の場合の2倍程度であるという問題点が指摘されている。

最近の動向としては、各企業が主に従業員向けに運営する「企業主導型保育所」という制度が開始されたことがあげられる。この制度においては、入所の選考基準や保育料は各企業に任されることや、整備費の75%が国から助成されることなどが特徴づけられる。この制度に関して、内閣府は、2017年度末までに5万人分の需要を見込んでいるという (2016年9月7日 朝日新聞 朝刊)。

引用文献

- 阿部 彩 2008 子どもの貧困——日本の不公平を考える 岩波書店
- 阿部 彩 2015年12月29日 日本経済新聞 朝刊
- Atkinson, A. 2015 Inequality: What can be done? Harvard University Press. 山形浩生・他 (訳) アトキンソン, A. 2015 21世紀の不平等 東洋経済新報社
- Giddens, A. 2006 Sociology. (5th ed.) Polity.
- Giddens, A. 2013 Sociology. (7th ed.) Polity.
- 本田由紀 2005 多元化する「能力」 東京大学出版会
- Iceland, J. 2003 Poverty in America: A handbook. University of California. 上野正安 (訳) アイランド, J. 2005 アメリカの貧困問題 シュプリンガーフェアラーク東京
- 市川昭午 2002 90年台 — 教育システムの構造変動 教育社会学研究 70, 5-20.
- 岩井克人 2015 経済学の宇宙 日本経済新聞社
- 荻谷剛彦 2001 階層化日本と教育危機——不平

- 等再生産から意欲格差社会へ 有信堂高文社
- 小浜逸郎 1994 正しい大人化計画——若者が
「難民」化する時代に 筑摩書房
- 小塩隆士 2005 人口減少時代の社会保障 日本
経済新聞出版社
- 小杉礼子 2002 学校と職業社会の接続 教育社
会学研究 70, 59-73.
- 厚生労働省 2005 平成17年度版労働経済白書
- 宮本みち子 2005 2005年8月3日 朝日新聞 朝
刊
- 内閣府 2005 青少年の就労に関する調査研究
- 長須正明 2001 フリーターという若者たち 矢
島正見・耳塚寛明（編）変わる若者と職業世界
学文社
- 太田聰一 2010 若年者就業の経済学 日本経済新
聞出版社
- 大竹文雄 2005 日本の不平等 日本経済新聞出
版社
- Piketty, T. 2013 Le Capital au XXIe Siecle.
Edition du Seuil. 山形浩生・他（訳）ピケ
ティ, T. 2015 21世紀の資本 みすず書房
- Stiglitz, J. E. 2016 Great divide. Penguin Books.
- 橋木俊詔 1998 日本の経済格差 岩波書店
- 橋木俊詔 2004 脱フリーター社会 東洋経済新報
社
- 橋木俊詔 2006 格差社会 何が問題なのか 岩波
書店
- 橋木俊詔 2016 21世紀日本の格差 岩波書店
- 橋木俊詔・八木 匡 2009 教育と格差 日本評論
社
- 戸堂康之 2015 日本経済の底力 中央公論新社
- 山田昌弘 2004 フリーター一千万人時代 文藝春
秋2004年2月号 353-357. 文藝春秋社